

合宿支援事業

支援内容

区分	適用要件	支援金額	限度額	対象宿泊施設
学校等宿泊費支援	学校並びに学生が所属する団体が連続して2日以上宿泊し、かつ延べ宿泊数が20泊以上の場合 ただし、学生が所属する団体の場合は、学生の宿泊のみ対象とする。	延べ宿泊数に次の単価を乗じて得た額とする。 水泳合宿 1,000円 陸上合宿 500円	1合宿あたり5万円	ロッジ花紋 シティオス地蔵
学校交通費支援	学校で実施する合宿であって連続して2日以上宿泊し、かつ延べ宿泊数が20泊以上の場合 ただし、宿泊施設による送迎を必要とする場合には対象としない。	学校から屋内プールまでの距離に応じて、次に掲げる額とする。 ①100km未満 10,000円 ②200km未満 20,000円 ③300km未満 30,000円 ④300km以上 40,000円	1合宿あたり4万円	ロッジ花紋 シティオス地蔵 高原ホテル
長期合宿等宿泊費支援	延べ宿泊数が70泊以上の場合	延べ宿泊数から69泊を除いた宿泊数に次の単価を乗じて得た額とする。 水泳合宿 1,000円 陸上合宿 500円	1合宿あたり5万円	ロッジ花紋 シティオス地蔵 高原ホテル ヴィレッジ ヴィレッジ別館

※学校とは、大学、高等学校、高等専門学校、中学校及び小学校とする。

※学生とは、学校に所属する学生とする。

※適用要件及び支援金額の判定は、合宿費用の支払者単位とする。なお、すでに合宿費用の減額、または減免の適用を受けた場合は対象外とする。